

平成25年9月10日 開会
平成25年9月 日 閉会

平成25年第3回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議 案 目 次

認定第1号	平成24年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定 第 1 号 か ら 第 9 号 ま で 別 冊
認定第2号	平成24年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第3号	平成24年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第4号	平成24年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第5号	平成24年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第6号	平成24年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第7号	平成24年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第8号	平成24年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第9号	平成24年度江差町水道事業会計決算の認定について	

報告第1号	平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について……………	P 1
報告第2号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 15
報告第3号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 17
報告第4号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について……………	P 19
承認第1号	工事請負契約の一部変更についての専決処分の承認を求めることについて……………	P 21
承認第2号	平成25年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて……………	P 23
承認第3号	平成25年度江差町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて……………	P 37
議案第1号	江差町税条例の一部を改正する条例について……………	P 51
議案第2号	江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	P 55
議案第3号	江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について……………	P 59

議案第4号	平成25年度江差町一般会計補正予算(第8号)について……………	P 6 1
議案第5号	平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)につ いて……………	P 7 5
議案第6号	平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について……	P 8 7
議案第7号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について……	P 9 9
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	P 10 1
同意第1号	教育委員会委員の任命について……………	別 添

報告第1号

平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成24年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告する。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱 谷 一 治

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	16.8 (25.0)	103.4 (350.0)

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度の資金不足比率を次のとおり報告します。


記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
公設地方卸売市場事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

江 監 査
平成25年8月28日

江差町長 濱谷 一 治 様

江差町監査委員 川 端 成 吾 

江差町監査委員 小笠原 満 

平成24年度財政健全化・経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成24年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。



平成 24 年 度

江差町財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

江 差 町 監 査 委 員

平成24年度財政健全化審査意見書

1 審査の期間

平成25年8月22日から8月23日までの2日間

2 審査の方法

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断基準比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成24年度(%)	早期健全化基準(%)	備考
実質赤字比率	—	15.0	
連結実質赤字比率	—	20.0	
実質公債費比率	16.8	25.0	
将来負担比率	103.4	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の「—」表示は、赤字がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成24年度は、実質収支が黒字となっているので、実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成24年度は、実質収支が黒字となっているので、連結実質赤字比率は生じず、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率は、16.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを8.2ポイント下回っている。前年度と比較すると3.2ポイントさらに改善されている。財政の早期健全化団体から脱却となっているが、更なる行財政改革の推進に努め、財政の健全化に努められたい。

④ 将来負担比率について

平成24年度は、103.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。前年度と比較すると13.0ポイント改善されており、今後も引き続き効率的な財政運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 算定方法の概要

① 実質赤字比率

《一般会計等（普通会計相当）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

② 連結実質赤字比率

《全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③ 実質公債費比率

《一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率》

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \\ & (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100$$

(3ヵ年平均)

④ 将来負担比率

《一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率》

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る} \\ & \text{基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100$$

平成24年度経営健全化審査意見書

1 審査の期間

平成25年8月22日から8月23日 2日間

2 審査の方法

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

3 審査結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	平成24年度(%)	経営健全化基準(%)	備 考
法適用企業	—	20.0	
法非適用企業	—	20.0	

※ 法適用企業は水道事業、法非適用企業は下水道事業・公設地方卸売市場事業・港湾整備事業を表している。

(2) 個別意見

資金不足比率については、平成24年度は流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。経営健全化基準をクリアーしている状態にあると認められる。

なお、経営健全化審査における資金不足比率を算定するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成25年度に償還する企業債を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は45.5%となり、引き続き厳しい状況が想定される。

(3) 是正改善を要する事項

企業経営の中で、資産を増やし負債を減らすべく努力を傾注するとともに、町との連携の中で早期に中長期財政計画を策定し経営の健全化に努めること。

4 算定方法の概要

《公営企業を対象とした事業の規模に対する資金の不足額の比率》

① 資金不足比率（法適用企業）

(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした

地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

×100

営業収益の額 - 受託工事収益の額

② 資金不足比率（法非適用企業）

(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に

充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

×100

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

総括表① 健全化判断比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
013617	北海道	江差町	—	—	16.8	103.4
団体区分 5.町村						

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
3,536,386	197,396	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成24年度決算)

Ver.24.00

団体名 北海道江差町

		(単位:千円)									
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数を転記)	満期一括償還地方債の元金償還に相当するもの(3①表「ウ」欄の数を転記)	公営企業に要する経費の財源と償還の財源に充てられたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数を転記)	一括事務組合等の組としてた地方債に充てられた額又は負担金	公債費に要する償還負担に保るもの	一時借入金のうち子	特定財源の額(3③A表「特定財源」欄の数を転記)	事業費補正により基礎財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基礎財政需要額に算入された公債費	償還負担に保るもの(3③A表「特定財源」欄の数を転記)	償還負担に保るもの(3③A表「特定財源」欄の数を転記)
平成22年度	1,025,341		188,617	155,215	32,942		69,891	87,984	90,538	508,380	34,140
平成23年度	933,898		189,570	298	32,054		72,825	78,613	5,282	477,520	34,144
平成24年度	882,321		197,722	323	33,552	25	46,897	73,713	20,067	469,838	34,144

		⑬ 臨時財政対策債発行可能額			⑭ 実質公債費比率(単年度)			⑮ 実質公債費比率(3カ年平均)			
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	
償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成22年度	14,272	40	1,090,824	2,533,449	295,771				19.11464		
平成23年度	14,272	40	1,081,685	2,342,292	208,995				15.79948		
平成24年度	14,272	40	1,097,205	2,241,895	197,399				15.55826		

		⑯の内訳		
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
PFI事業に係る償還負担に保るもの(省令第1号)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	償還補正により基礎財政需要額に算入された元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)
平成22年度		22,749	7,248	2,289
平成23年度		22,749	7,131	2,174
平成24年度		22,749	7,734	2,114

総括表④ 将来負担比率の状況（平成24年度決算）

Ver.24.00

団体名

北海道江差町

将来負担額

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	第三セクター等			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
6,447,192	198,544	3,220,406	28,449	1,249,992	192,933	0	192,933	0	0	0
221	7	110	1	43	7	7	7	0	0	0

(単位:千円)

(分母比)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	基準財政需要額 算入見込額
2,075,234	682,481	0	5,553,749
71	23		190

(単位:千円)

(分母比)

将来負担額 A	388
11,337,516	

充当可能財源等 B	284
8,311,464	

A - B	104
3,026,052	

将来負担比率 (%)

103.4

標準財政規模 C	121
3,536,386	

算入公債費等の額 D	21
612,074	

C - D	100
2,924,312	

報告第2号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専決処分書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年7月29日専決

江差町長 濱谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱谷 一 治

(乙) A

2 事故の概要

(1) 平成25年2月21日午前8時頃において、甲所有のショベルローダーが除雪作業中、堆積した雪を押す際に、雪に埋もれていた乙所有の柵に接触させ破損をさせたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する柵の補修に係る費用が202,650円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

報告第3号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年7月29日専決

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱 谷 一 治

(乙) B

2 事故の概要

(1) 平成25年3月5日午前8時頃において、甲所有のショベルローダーが除雪作業中、堆積した雪を押す際に、雪に埋もれていた乙所有の花壇に接触させ破損をさせたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する柵の補修に係る費用が173,250円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

報告第4号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年8月1日専決

江差町長 濱 谷 一 治

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 江差町

代表者 江差町長 濱 谷 一 治

(乙) C

2 事故の概要

(1) 平成25年6月27日午後1時30分頃、町内南が丘の道営住宅桧山団地と道職員寮の間にある町道において、甲が業務委託している江差町高齢者事業団が空き缶回収作業中、甲が管理している車両を移動のためにバックさせた際、町道に駐車していた乙所有の軽自動車に接触、運転席側ヘッドライト周辺を破損させたものである。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の負担と責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

(1) 甲及び乙は、上記に起因する車両の補修に係る費用が121,853円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修するものとする。

(2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

承認第1号

工事請負契約の一部変更の専決処分の承認を求めることについて

平成24年度江差小学校体育館耐震改修工事の請負契約の一部変更について、契約の金額が、議会の議決に付す請負契約の金額要件を超過したことにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

議会の議決を要しない平成24年度江差小学校体育館耐震改修工事について、設計変更に伴う契約の金額が、議会の議決に付す請負契約の金額要件を超過したことにより、専決処分したことについて議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度江差小学校体育館耐震改修工事の請負契約の一部変更について、次のとおり専決処分する。

平成25年7月30日専決

江差町長 濱 谷 一 治

工事請負契約の一部変更について

記

- | | |
|----------|--------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 江差小学校屋内体育館耐震改修工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字本町17番地 |
| 3 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 檜山郡江差町字豊川町168番地の1
株式会社 前 田 組
代表取締役 前 田 憲 男 |
| 4 契約の金額 | 変更前 45,150,000円
変更後 50,704,500円 |

承認第2号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

平成25年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

8月18日の豪雨災害の復旧対策等に係る所要の経費などを専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成25年8月21日専決

江差町長 濱 谷 一 治

平成25年度江差町一般会計補正予算（第6号）

平成25年度江差町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,693,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動対策費	行旅死亡人取扱	230		230				
災害復旧費	道路橋りょう災害復旧費	8月18日豪雨に係る道路橋りょう災害復旧対策	1,420			1,100		320	
災害復旧費	河川災害復旧費	8月18日豪雨に係る河川災害復旧対策	1,150					1,150	
計			2,800		230	1,100		1,470	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金		272,291	230	272,521
	1 道 負 担 金	182,480	230	182,710
18 繰 越 金		46,947	1,470	48,417
	1 繰 越 金	46,947	1,470	48,417
20 町 債		339,867	1,100	340,967
	1 町 債	339,867	1,100	340,967
歳 入 合 計		4,690,448	2,800	4,693,248

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		796,042	230	796,272
	1 総務管理費	745,408	230	745,638
14 災害復旧費		22,597	2,570	25,167
	1 公共土木施設災害復旧費	22,597	2,570	25,167
歳 出 合 計		4,690,448	2,800	4,693,248

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう災害 復旧	1,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金	272,291	230	272,521
18 繰 越 金	46,947	1,470	48,417
20 町 債	339,867	1,100	340,967
歳 入 合 計	4,690,448	2,800	4,693,248

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	796,042	230	796,272	230			
14災害復旧費	22,597	2,570	25,167		1,100		1,470
歳出合計	4,690,448	2,800	4,693,248	230	1,100	0	1,470

(2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 道支出金	272,291	230	272,521
1 道負担金	182,480	230	182,710
4 総務費道費負担金	0	230	230
18 繰越金	46,947	1,470	48,417
1 繰越金	46,947	1,470	48,417
1 繰越金	46,947	1,470	48,417
20 町債	339,867	1,100	340,967
1 町債	339,867	1,100	340,967
7 災害復旧債	22,500	1,100	23,600
歳入合計	4,690,448	2,800	4,693,248

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	796,042	230	796,272	230			
1 総務管理費	745,408	230	745,638	230			
8 住民運動対策費	5,378	230	5,608	230			
14 災害復旧費	22,597	2,570	25,167		1,100		1,470
1 公共土木施設災害復旧費	22,597	2,570	25,167		1,100		1,470
2 道路橋りょう災害復旧費	0	1,420	1,420		1,100		320
3 河川災害復旧費	0	1,150	1,150				1,150
歳出合計	4,690,448	2,800	4,693,248	230	1,100	0	1,470

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
8	報償費	30	寺院謝礼
11	需用費	97	消耗品費
12	役務費	80	手数料
20	扶助費	23	蘇生治療費
14	使用料及び賃借料	120	重機借上料
15	工事請負費	1,300	町道船越ダム通り外1路線路肩決壊復旧工事
13	委託料	750	普通河川小黒部川災害復旧に係る測量調査設計業務委託
15	工事請負費	400	普通河川泊川土砂浚渫工事

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
2 災 害 復 旧 債	22,505	22,416	23,600	2,636	43,380	
(2) 単 独 災 害	6,308	5,342	1,100	976	5,466	
合計	補正前の額	6,818,678	6,869,650	339,867	718,050	6,491,467
	補正額			1,100		1,100
	補正後の額	6,818,678	6,869,650	340,967	718,050	6,492,567

承認第3号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

平成25年度江差町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

8月23日の豪雨災害の復旧対策等に係る所要の経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

平成25年8月23日専決

江差町長 濱 谷 一 治

平成25年度江差町一般会計補正予算（第7号）

平成25年度江差町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,694,624千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	町有地法面崩落応急対策	876					876	
災害復旧費	道路橋りょう災害復旧費	8月23日豪雨に係る道路橋りょう災害復旧対策	500			400		100	
計			1,376			400		976	

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰越金		48,417	976	49,393
	1 繰越金	48,417	976	49,393
20 町債		340,967	400	341,367
	1 町債	340,967	400	341,367
合 計		4,693,248	1,376	4,694,624

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		796,272	876	797,148
	1 総務管理費	745,638	876	746,514
14 災害復旧費		25,167	500	25,667
	1 公共土木施設災害復旧費	25,167	500	25,667
歳出合計		4,693,248	1,376	4,694,624

第2表 地方債補正

(追加)

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう災害 復旧	400	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、また は低利に借り換えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
18 繰越金	48,417	976	49,393
20 町債	340,967	400	341,367
歳入合計	4,693,248	1,376	4,694,624

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	796,272	876	797,148				876
14災害復旧費	25,167	500	25,667		400		100
歳出合計	4,693,248	1,376	4,694,624	0	400	0	976

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
18 繰越金	48,417	976	49,393
1 繰越金	48,417	976	49,393
1 繰越金	48,417	976	49,393
20 町債	340,967	400	341,367
1 町債	340,967	400	341,367
7 災害復旧債	23,600	400	24,000
歳入合計	4,693,248	1,376	4,694,624

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	前年度繰越金	976	前年度繰越金
1	公共土木施設災害復旧債	400	道路橋りょう災害復旧

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	796,272	876	797,148				876
1 総務管理費	745,638	876	746,514				876
5 財産管理費	71,172	876	72,048				876
14 災害復旧費	25,167	500	25,667		400		100
1 公共土木施設災害復旧費	25,167	500	25,667		400		100
2 道路橋りょう災害復旧費	1,420	500	1,920		400		100
歳出合計	4,693,248	1,376	4,694,624	0	400	0	976

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
15	工事請負費	876	町有地法面崩落応急対策工事
15	工事請負費	500	町道小黑部船越通り路肩決壊復旧工事

(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当該年度 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
2 災害復旧債	22,505	22,416	23,600	2,636	43,380	
(2) 単 独 災 害	6,308	5,342	1,500	976	5,866	
合計	補正前の額	6,818,678	6,869,650	340,967	718,050	6,492,567
	補正額			400		400
	補正後の額	6,818,678	6,869,650	341,367	718,050	6,492,967

議案第 1 号

江差町税条例の一部を改正する条例について

江差町税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の改正により、江差町税条例について、変更する必要が生じたため。

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」の次に「等」を加え、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申請書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「町民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号及び第3号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、「同条」の次に「第」を加える。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第

2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2の前の見出しを「(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けない者を除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の2第3項を削る。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の4第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「申告不要特定配当等に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号及び同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改める。

附則第20条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の江差町税条例(以下「新条例」という。)第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案第2号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）の改正により、江差町税条例について、変更する必要があるため。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「配当所得を」を「配当所得等を」に、「配当所得の金額」と、「同条」を「配当所得等の金額」と、「同条」に、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得」を「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等」に改め、「（第3条）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、」を削り、「配当所得の金額とする」を「配当所得等の金額とする」に改め、附則第5項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加え、「第21条第1項中」を「第23条中」に改め、附則第7項の前の見出しを削り、同項及び附則第8項を次のように改める。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項を削り、附則第10項中「第21条第1項」を「第23条」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第11項及び第12項を削り、附則第13項中「第21条第1項」を「第23条」に改め、同項を附則第10項とし、附則第14項中「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う

所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、「」を削り、「第21条第1項」を「第23条」に改め、同項を附則第11項とし、附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、「」を削り、「第21条第1項」を「第23条」に改め、同項を附則第12項とし、第16項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

- (1) 江差町国民健康保険税条例附則第4項の改正規定（「（第3条）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「同項各号」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、「」を削る部分に限る。）
- (2) 江差町国民健康保険税条例附則第5項の改定規定
- (3) 江差町国民健康保険税条例附則第14項の改定規定（「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、「」を削る部分に限る。）
- (4) 江差町国民健康保険税条例附則第15項の改定規定（「第3条中「及び山林所得金額の合計額から同項各号」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第1項各号」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、「」を削る部分に限る。）
- (5) 次条第1項の規定

第2条 この条例（前条第1号から第4号までに掲げる改正規定に限る。）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 この条例（前条第1号から第4号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第3号

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

「半島振興を促進するための江差町の産業の振興に関する計画」が国の承認を受けたことにより、江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例について、変更する必要性が生じたため。

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

江差町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例（平成5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「製造の事業」の次に「又は旅館業（下宿営業を除く。）」を加える。

第3条第1号中「工場」を「対象事業所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

議案第4号

平成25年度江差町一般会計補正予算（第8号）について

平成25年度江差町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ54,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,748,838千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

提案理由

平成25年度江差町一般会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成25年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	役場庁舎給水設備修繕	593					593	
総務費	財産管理費	役場庁舎冷暖房設備改修	1,549					1,549	
総務費	諸費	過年度還付	2,052					2,052	
民生費	老人福祉費	地域ケア会議活用推進事業	1,010	1,000				10	
農林水産業費	水産業振興費	藻場・干潟等保全活動支援	240		240				
土木費	道路維持費	町道除雪対策	27,263					27,263	
土木費	都市整備事業費	歴まち景観形成補助	1,634					1,634	
消防費	常備消防費	檜山広域行政組合負担金(退職手当組合負担金清算納付)	11,570					11,570	
教育費	(小学校費)学校管理費	江差小学校屋内体育館サッシ改修工事	1,978					1,978	
災害復旧費	道路橋りょう災害復旧費	8月18日豪雨に係る道路橋りょう災害復旧対策	2,850					2,850	
災害復旧費	農業用施設災害復旧費	8月18日豪雨に係る下小黒部ダム連絡道路災害復旧対策	1,700					1,700	
災害復旧費	その他公共施設・公用施設災害復旧費	8月18日豪雨に係るかもめ島公園遊歩道災害復旧対策	1,775					1,775	
計			54,214	1,000	240			52,974	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		314,380	1,000	315,380
	2 国庫補助金	14,330	1,000	15,330
14 道支出金		272,521	240	272,761
	2 道補助金	76,770	240	77,010
18 繰越金		49,393	52,974	102,367
	1 繰越金	49,393	52,974	102,367
歳入合計		4,694,624	54,214	4,748,838

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		797,148	4,194	801,342
	1 総務管理費	746,514	4,194	750,708
3 民生費		1,273,013	1,010	1,274,023
	1 社会福祉費	1,066,179	1,010	1,067,189
6 農林水産業費		129,737	240	129,977
	3 水産業費	17,149	240	17,389
8 土木費		302,204	28,897	331,101
	2 道路橋梁費	71,808	27,263	99,071
	5 都市計画費	156,078	1,634	157,712
9 消防費		261,184	11,570	272,754
	1 消防費	261,184	11,570	272,754
10 教育費		367,076	1,978	369,054
	2 小学校費	81,585	1,978	83,563
14 災害復旧費		25,667	6,325	31,992
	1 公共土木施設災害復旧費	25,667	2,850	28,517
	2 農林水産業施設災害復旧費	0	1,700	1,700
	3 その他公共施設・公用施設 災害復旧費	0	1,775	1,775
歳 出 合 計		4,694,624	54,214	4,748,838

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	797,148	4,194	801,342				4,194
3民生費	1,273,013	1,010	1,274,023	1,000			10
6農林水産業費	129,737	240	129,977	240			
8土木費	302,204	28,897	331,101				28,897
9消防費	261,184	11,570	272,754				11,570
10教育費	367,076	1,978	369,054				1,978
14災害復旧費	25,667	6,325	31,992				6,325
歳出合計	4,694,624	54,214	4,748,838	1,240	0	0	52,974

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
13 国庫支出金	314,380	1,000	315,380
2 国庫補助金	14,330	1,000	15,330
1 民生費国庫補助金	1,379	1,000	2,379
14 道支出金	272,521	240	272,761
2 道補助金	76,770	240	77,010
4 農林水産業費道費補助金	21,537	240	21,777
18 繰越金	49,393	52,974	102,367
1 繰越金	49,393	52,974	102,367
1 繰越金	49,393	52,974	102,367
歳入合計	4,694,624	54,214	4,748,838

(3) 歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	797,148	4,194	801,342				4,194
1 総務管理費	746,514	4,194	750,708				4,194
5 財産管理費	72,048	2,142	74,190				2,142
10 諸費	11,022	2,052	13,074				2,052
3 民生費	1,273,013	1,010	1,274,023	1,000			10
1 社会福祉費	1,066,179	1,010	1,067,189	1,000			10
3 老人福祉費	297,554	1,010	298,564	1,000			10
6 農林水産業費	129,737	240	129,977	240			
3 水産業費	17,149	240	17,389	240			
2 水産業振興費	7,634	240	7,874	240			
8 土木費	302,204	28,897	331,101				28,897
2 道路橋梁費	71,808	27,263	99,071				27,263
2 道路維持費	39,146	27,263	66,409				27,263
5 都市計画費	156,078	1,634	157,712				1,634
2 都市整備事業費	4,090	1,634	5,724				1,634

単位：千円

節		金額	説明
区分			
11	需用費	593	修繕料（役場庁舎給水設備修繕）
15	工事請負費	1,549	役場庁舎冷暖房設備改修工事
23	償還金利子及び割引料	2,052	町税過年度還付 1,800 平成24年度障害者自立支援給付費（補装具費） 道費負担金返還 252
8	報償費	400	講師謝礼
9	旅費	192	職員旅費 6 講師旅費 186
11	需用費	350	消耗品費 200 印刷製本費 150
12	役務費	31	通信運搬費 16 手数料 15
14	使用料及び賃借料	37	会場使用料
11	需用費	240	消耗品費
7	賃金	5,661	臨時作業員
11	需用費	4,096	消耗品費 2,328 光熱水費 1,698 修繕料 70
13	委託料	16,908	防雪柵設置委託 2,319 町道除雪業務委託 14,589
14	使用料及び賃借料	598	重機借上料
19	負担金補助及び交付金	1,634	歴まち景観形成補助

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
9 消防費	261,184	11,570	272,754				11,570
1 消防費	261,184	11,570	272,754				11,570
1 常備消防費	198,460	11,570	210,030				11,570
10 教育費	367,076	1,978	369,054				1,978
2 小学校費	81,585	1,978	83,563				1,978
1 学校管理費	68,549	1,978	70,527				1,978
14 災害復旧費	25,667	6,325	31,992				6,325
1 公共土木施設災害復旧費	25,667	2,850	28,517				2,850
2 道路橋りょう災害復旧費	1,920	2,850	4,770				2,850
2 農林水産業施設災害復旧費	0	1,700	1,700				1,700
1 農業用施設災害復旧費	0	1,700	1,700				1,700
3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	1,775	1,775				1,775
1 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	1,775	1,775				1,775
歳出合計	4,694,624	54,214	4,748,838	1,240	0	0	52,974

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
19	負担金補助及び交付金	11,570	檜山広域行政組合負担金（退職手当組合負担金清算納付）
15	工事請負費	1,978	江差小学校屋内体育館サッシ改修工事
14	使用料及び賃借料	315	重機借上料
16	原材料費	2,535	道路災害復旧原材料
15	工事請負費	1,700	下小黑部ダム連絡道路復旧工事
15	工事請負費	1,775	かもめ島遊歩道路肩復旧工事

議案第5号

平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,074,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成25年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

平成25年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金	前期高齢者納付金	50					50	
保健施設費	疾病予防費	生活習慣病予防対策事業	1,528	1,187			340	1	
計			1,578	1,187			340	51	

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		214,944	1,187	216,131
	2 国庫補助金	51,293	1,187	52,480
11 繰越金		1	51	52
	1 繰越金	1	51	52
12 諸収入		123	340	463
	3 雑入	3	340	343
歳入合計		1,072,628	1,578	1,074,206

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		79	50	129
	1 前期高齢者納付金	79	50	129
8 保健施設費		21,350	1,528	22,878
	1 保健施設費	21,350	1,528	22,878
歳出合計		1,072,628	1,578	1,074,206

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	214,944	1,187	216,131
11 繰越金	1	51	52
12 諸収入	123	340	463
歳入合計	1,072,628	1,578	1,074,206

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4 前期高齢者納付金等		79	50	129
	1 前期高齢者納付金	79	50	129
8 保健施設費		21,350	1,528	22,878
	1 保健施設費	21,350	1,528	22,878
歳出合計		1,072,628	1,578	1,074,206

(2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 国庫支出金	214,944	1,187	216,131
2 国庫補助金	51,293	1,187	52,480
1 財政調整交付金	51,293	1,187	52,480
11 繰越金	1	51	52
1 繰越金	1	51	52
1 繰越金	1	51	52
12 諸収入	123	340	463
3 雑入	3	340	343
3 雑入	1	340	341
歳入合計	1,072,628	1,578	1,074,206

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整交付金	1,187	特別調整交付金
1	繰越金	51	前年度繰越金
1	雑入	340	フィットネス教室参加者負担金

(3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
4 前期高齢者納付金等	79	50	129				50
1 前期高齢者納付金	79	50	129				50
1 前期高齢者納付金	70	50	120				50
8 保健施設費	21,350	1,528	22,878	1,187		340	1
1 保健施設費	21,350	1,528	22,878	1,187		340	1
3 疾病予防費	9,375	1,528	10,903	1,187		340	1
歳出合計	1,072,628	1,578	1,074,206	1,187	0	340	51

単位：千円

節		金額	説明
区分			
19 負担金補助及び交付金		50	前期高齢者納付金
11 需用費		107	消耗品費 62 印刷製本費 45
12 役務費		59	通信運搬費 20 保険料 39
13 委託料		1,167	委託料
18 備品購入費		195	備品購入費

議案第6号

平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ961,644千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第2条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ952,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一治

提案理由

平成25年度江差町介護保険特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他変更をする必要が生じたことによる。

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

平成25年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
諸支出金	償還金	平成24年度地域支援事業交付金返還	1,285					1,285	
計			1,285					1,285	

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		4,168	1,285	5,453
	1 繰越金	4,168	1,285	5,453
歳入合計		951,083	1,285	952,368

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸 支 出 金		5,238	1,285	6,523
	1 還付金及び割引料	400	1,285	1,685
歳 出 合 計		951,083	1,285	952,368

歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
9 繰越金	4,168	1,285	5,453
歳入合計	951,083	1,285	952,368

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6諸支出金	5,238	1,285	6,523				1,285
歳出合計	951,083	1,285	952,368	0	0	0	1,285

(2) 歳入（保険事業勘定）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
9 繰越金	4,168	1,285	5,453
1 繰越金	4,168	1,285	5,453
1 繰越金	4,168	1,285	5,453
歳入合計	951,083	1,285	952,368

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	1,285	前年度繰越金

(3) 歳出（保険事業勘定）

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 諸支出金	5,238	1,285	6,523				1,285
1 還付金及び割引料	400	1,285	1,685				1,285
2 償還金	0	1,285	1,285				1,285
歳出合計	951,083	1,285	952,368	0	0	0	1,285

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
23	償還金、利子及び割引料	1,285	平成24年度地域支援事業交付金返還

Table 1: ...

Table 2: ...

議案第7号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

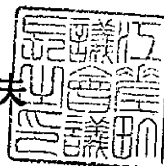
提案理由

住民基本台帳法の一部改正等に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、協議する必要があるため。

原案可決

平成25年9月12日

江差町議会議長 打越 東 亜 夫



北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定による北海道知事への届出をした日から施行する。
- 2 改正後の別表第2備考2の規定は、平成26年度以後の年度分の負担金について適用し、平成25年度以前の年度分の負担金については、なお従前の例による。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

- 1 住所 檜山郡江差町字 [REDACTED]
- 2 氏名 川端壯吉
[REDACTED]

平成25年9月10日提出

江差町長 濱谷 一 治

